

品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱

制定 平成20年3月 4日 区長決定

要綱第19号

改正 平成27年1月15日 部長決定

要綱第16号

改正 令和3年12月27日 部長決定

要綱第348号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が締結する委託契約のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達し得ないものについて、簡易型プロポーザル方式（以下「簡易プロポ」という。）により受託者を特定するための必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、簡易プロポとは、委託契約の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす事業者を公募し、または指名し、提案書の提出を受け、ヒアリングを実施したうえで、当該提案書の審査および評価を行い、当該業務の履行に最も適した事業者を受託者として特定する方式をいう。

(実施方法)

第3条 簡易プロポの実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公募型

簡易プロポの実施について参加する事業者を公募し、申込みをした事業者のうち参加資格要件等に適合する者から受託者を特定する方法

(2) 指名型

参加資格要件等に基づき、指名した事業者から受託者を特定する方法

(対象業務)

第4条 簡易プロポの対象となる業務は、次に掲げる業務のうち、第6条に定める事前協議により認められた業務とする。

- (1) 高度な技術力、専門性、独創性、企画力および経験が要求される業務
- (2) 標準的業務の実施手法および積算方法が確立されていない業務
- (3) 計画から設計まで一貫して発注する必要がある業務
- (4) その他、簡易プロポにより受託者を特定することが適当と認められる業務

(参加資格要件)

第5条 簡易プロポに参加する事業者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停止期間中でないこと。

2 前条に定める対象業務における特殊性などを考慮し、品川区への競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第1号の規定は適用しない。

(事前協議)

第6条 当該業務を主管する部等（以下「主管部」という。）の部長等（これに相当する職にある者を含む。以下「主管部長」という。）は、簡易プロポを採用しようとする場合、第3条に定める実施方法、第4条に定める対象業務、次条に定める選定会議の委員構成および第8条に定める審査会の委員構成について、簡易型プロポーザル方式採用協議書（標準様式第1-1号）により総務部長あて事前協議しなければならない。

2 総務部長は、簡易プロポの採用の可否を決定したときは、簡易型プロポーザル方式採用結果通知（標準様式第1-2号）により前項の事前協議を行った主管部長あて回答するものとする。

3 前項に関する庶務は、総務部経理課で処理するものとする。

(選定会議)

第7条 前条に定める事前協議により簡易プロポの採用を認められた主管部長は、選定会議を設置する。

- 2 選定会議の所掌事項は、受託者の特定とする。
- 3 選定会議は、委員長および委員をもって構成する。
- 4 選定会議の委員長は、次に掲げる者のうち、前条に定める事前協議により認められた者とする。
 - (1) 主管部長が属する主管部に関する事項を担当する副区長（以下「副区長」という）
 - (2) 教育長
 - (3) 主管部長
 - (4) 前号に定める主管部長以外の部長および部長に相当する職にある者（以下「主管部長以外の部長等」という。）
- 5 選定会議の委員は、次に掲げる者のうち、前条に定める事前協議により認められた者とする。
 - (1) 主管部長
 - (2) 主管部長以外の部長等
 - (3) 当該業務を主管する課（以下「主管課」という。）の課長（以下「主管課長」という。）
 - (4) 当該業務に関連する課の課長
- 6 選定会議の庶務は、主管課で処理するものとする。

(審査会)

第8条 第6条に定める事前協議により簡易プロポの採用を認められた主管部長は、審査会を設置する。

- 2 審査会の所掌事項は、審査基準（項目・配点等）および審査方法の策定ならびに提案内容の審査とする。
- 3 審査会は、委員長および委員をもって構成する。
- 4 審査会の委員長は、原則として選定会議の委員長が前条で定める副区長または教育長のときは主管部長が務めるものとし、主管部長または主管部長以外の部長等のときは主管課長が務めるものとする。

5 審査会の委員は、次に掲げる者のうち、第6条に定める事前協議により認められた者とする。

- (1) 主管課長（委員長が主管部長または主管部長以外の部長等である場合）
- (2) 当該業務に関連する課の課長
- (3) 主管部以外の課長
- (4) 主管課の係長
- (5) 当該業務に関連する課の係長

6 第2項に定める所掌事項のうち、審査基準（項目・配点等）および審査方法の策定については、当該事案に係る決定案を記載した文書による協議をもって、審査会の開催を省略することができる。

7 審査会の庶務は、主管課で処理するものとする。

（実施要領）

第9条 簡易プロポを実施するに当たり、主管部長は業務ごとに実施要領を作成するものとする。

2 実施要領の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務件名
- (2) 目的
- (3) 業務概要（業務内容、履行場所、履行期間および予算概要等）
- (4) 実施方法（公募型または指名型）
- (5) 参加事業者に求められる条件、資格等
- (6) 提案内容に関する事項
- (7) 選定会議（委員構成等）
- (8) 審査会（委員構成、審査基準、審査方法等）
- (9) 各種日程（説明会、提案書提出期限、ヒアリング、結果発表等）
- (10) 提案書に関する事項（書式、記入上の必要事項、提出方法および提出部数等）
- (11) 提出された提案書の取扱い
- (12) その他必要と認められる事項

3 公募型による簡易プロポの場合は、前項のほか次に掲げる事項を追加する。

- (1) 参加申込が多数あり、審査に著しい支障が生じることが見込まれる場合の措置

(ヒアリングを実施する提案者を予め選定するものとし、その方法および基準ならびに選定する提案者の概数)

(2) 参加申込書の書式、記入上の必要事項、提出方法および提出期限

4 主管部長は、実施要領の作成について必要な場合は、総務部長に助言を求めることができる。

(実施通知等)

第10条 主管部長は、第6条に定める事前協議により採用を認められた公募型による簡易プロポを実施する場合は、前条に定める実施要領を付し、簡易型プロポーザル方式(公募型)実施通知(標準様式第2号)により総務部長あて通知するものとする。

2 主管部長は、第6条に定める事前協議により採用を認められた指名型による簡易プロポを実施する場合は、前条に定める実施要領を付し、簡易型プロポーザル方式(指名型)参加事業者推薦依頼(標準様式第3-1号)により総務部長あて依頼するものとする。

3 前項の依頼があった場合は、総務部長は、業務内容および予算規模等を勘案し、簡易型プロポーザル方式(指名型)参加事業者推薦書(標準様式第3-2号)により主管部長等あて回答するものとする。

4 前項に関する庶務は、総務部経理課で処理するものとする。

(手続開始の公表)

第11条 主管課は、公募型による簡易プロポを実施する場合は、実施要領を基に簡易型プロポーザル方式(公募型)に係る手続開始の公表(標準様式第4号)により公表するものとする。

(参加申込)

第12条 前条の公表後、公募型による簡易プロポへの参加を希望する事業者は、指定された申込期限までに簡易型プロポーザル方式(公募型)参加申込書(標準様式第5号)により申込みをするものとする。

2 第5条第2項の規定に基づく参加資格要件により品川区への競争入札参加資格がない事業者が申込みをする場合は、参加申込の際、次に掲げる書類を併せて提出

するものとする。

- (1) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - (2) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
 - (3) 身分証明書 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）
 - (4) 財務諸表 貸借対照表および損益計算書（直前決算のものに限る。）
 - (5) 法人事業税の納税証明書 発行後3ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - (6) 納税証明書その1（法人税） 発行後3ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）
 - (7) 納税証明書その1（申告所得税） 発行後3ヶ月以内のもの（個人の場合に限る。）
 - (8) 納税証明書その1（消費税及地方消費税） 発行後3ヶ月以内のもの
- 3 前項第5号から第8号までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

(説明会)

- 第13条 主管課は、簡易プロポを実施するに当たり、事業者に提案書の提出に必要な内容等を周知するための説明会を開催するものとする。
- 2 主管課は、公募型による簡易プロポに係る説明会を実施する場合は、前条の規定による参加申込のあった事業者のうち、第9条の規定に基づき実施要領で定めた参加者に求められる条件、資格等を満たす者に対し、説明会の開催を通知するものとする。
 - 3 主管課は、指名型による簡易プロポに係る説明会を実施する場合は、第10条第3項の回答により推薦のあった事業者に対し、説明会の開催を通知するものとする。
 - 4 第2項または前項の通知を受けた事業者のうち、受託者として契約を希望する者は、説明会に参加しなければならない。ただし、指定された期限までに簡易型プロポーザル方式参加辞退届（標準様式第6号）を提出することにより、説明会への参加を辞退することができるものとする。

(提案書)

第14条 説明会に参加した事業者は、指定された期限までに提案書を提出しなければならない。

2 指名型による簡易プロポにおいて、第5条第2項の規定に基づき参加資格要件で、品川区への競争入札参加資格がない事業者が提案書を提出する場合は、第12条第2項各号に定める書類を併せて提出するものとする。

3 説明会に参加した事業者のうち提案書の提出を希望しない者は、指定された期限までに簡易型プロポーザル方式参加辞退届（標準様式第6号）を提出しなければならない。

（ヒアリング）

第15条 審査会は、事業者の当該業務に対する理解、意欲および提案内容等をより公正に評価するためヒアリングを実施するものとする。

2 ヒアリングは、説明会に参加した事業者のうち指定された期限までに提案書を提出した事業者全員に対し実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公募型による簡易プロポにおいて、参加申込が多数あり、提案者の審査に著しい支障が生じると認められる場合は、第9条第3項第1号の規定により定めた基準によりヒアリングを行う事業者を選定するものとする。

4 審査会は、ヒアリングを行った事業者の当該業務に対する理解、意欲、提案内容等について審査し、その結果を選定会議へ通知するものとする。

（受託者の特定）

第16条 選定会議は、前条第4項による通知を受けた後、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を、受託者として特定するものとする。

2 主管課は、受託者として特定された事業者および特定されなかった事業者へ簡易型プロポーザル方式結果通知書（標準様式第7号）により通知するものとする。

3 主管部長は、第1項の受託者の特定について、簡易型プロポーザル方式実施結果通知（標準様式第8号）により総務部長あて通知するものとする。

（契約締結請求）

第17条 主管課長は、前条第1項の規定により特定した受託者との契約の締結を求めるときは、品川区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第8号）第74条に定

めるもののほか、別に定める様式により経理課長あて請求するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。